

松浦市監査委員公表第2号
令和2年3月2日

令和2年1月実施令和元年度会計課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 川下 高広

- 第1. 監査の種類 定期監査
- 第2. 監査の対象 会計課
- 第3. 監査の期間 令和2年1月6日から24日間
- 第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

指摘改善報告(会計課)

指摘事項		改善措置
(1) 文書件名簿	1. 割り印の方法、枝番の取り方等文書件名簿への登載方法が適正でないものが多数あった。平成30年5月10日付総務課事務連絡「適正な事務の執行について」に則り適正に事務を行われたい。	ご指摘の件について、総務課事務連絡を確認し、枝番が複数になるときは、見開き部分に割り印を行うことを確認いたしました。また、枝番を取得する場合は左端を糊でとじ、第〇号、第〇-1号、第〇-2号と附番を取ることを確認いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないように適正な事務処理に努めます。
(2) 出張命令書(控)等	(控) ①出張命令書 1. 令和元年5月1日以降の命令にもかかわらず、平成31年度予算となっていた。 2. 出張期間の日数が記入されていないものがあつた。	ご指摘の件について、令和元年度に訂正いたしました。様式等を上書きして使用する場合は誤記等がないよう注意いたします。 ご指摘の件について、出張期間の日数を記載いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないように注意いたします。
	命令簿 ②市内出張 1. 費用弁償で支出する案件で、市内出張命令簿を作成していた。	ご指摘の件について、費用弁償は命令簿が必要でないことを確認いたしました。市内出張命令簿は費用弁償の管理簿として使用いたします。今後は適正な事務処理に努めます。
	求書 ③市内出張旅費請求書 1. 利用区間欄で「港」と記載されているものがあつた。港の名称を記載されたい。 2. 費用弁償請求書を「市内出張請求書」としていた。	ご指摘の件について、「港」を「今福港」に修正いたしました。会計事務の手引き(9節旅費・市内出張旅費請求書の作成)に従い適正に処理いたします。 ご指摘の件について、費用弁償請求書に修正しました。様式等を上書きして使用する場合は誤記等がないよう注意いたします。
	(3) 委託契約事務	1. 1者随意契約を行う場合、実施伺に1者選定の理由を付してあるが、契約方法について「地方自治法施行令第167条の2第1項第〇号の規定により随意契約とする。」等の理由に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随契とする」旨併記されたい。 2. 契約書(請書)を作成していないものがあつた。委託料は基本的に契約書又は請書の作成が必要である。
(4) 修繕契約事務	1. 2者以上の見積依頼を文書で行っていないものがあつた。	ご指摘の件については、修繕のために現場立ち合いを行い、その場にて見積依頼を行ったものです。今後は修繕伺いの折に見積依頼文書を作成し、業者に通知することを徹底するようにいたします。
	2. 見積依頼の際に文書番号を附番せず発出していた。	見積依頼の際には文書番号を附番して通知するように改めます。
	3. 見積結果一覧表を作成していないものがあつた。	ご指摘の件について、見積結果一覧表を作成いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないように適正な事務処理に努めます。
	4. 起案用紙において施行日の記載がないものが多数あつた。	文書管理規程第29条の規定に基づき適正に処理いたします。
	5. 50万円以下の1者随意契約において、根拠規定が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号となっていたが、1号根拠が優先されるため、根拠規定は第1号とされたい。	ご指摘の件について、上位根拠に訂正いたしました。今後は、適切な根拠を明記します。

指摘改善報告(会計課)

指摘事項		改善措置
	6. 請書に印紙の貼付がないものがあつた。	ご指摘の件について、印紙がなかった請書は印紙を貼りつけました。今後は適切な事務処理に努めます。
	7. 修繕の請書において、物品と記載されているものがあつた。	ご指摘の件については、業者に修正(訂正の押印)をしていただきました。今後は提出された際にチェックを行います。
(5) 行政財産の使用許可	1. 起案用紙に使用許可の根拠規定及び使用料の算定根拠が記載されていないものが多数あつた。	ご指摘の件については、使用許可の根拠及び使用料の算定根拠を加筆いたしました。今後は起案には根拠を明記するようにいたします。
	2. 目的外使用許可の決裁において、起案用紙に貸付期間、貸付料と記載されているものがあつた。	ご指摘の件については、使用許可期間、使用料に修正いたしました。今後は十分注意して作成するようにいたします。
	3. 使用許可申請書に位置図等の添付がないものがあつた。行政財産は、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定められており、設置場所が示されていないから許可の判断ができないことから、新規、更新にかかわらず、申請書には必ず位置図等の添付を求めるべきである。	ご指摘の件については、更新のものであり同場所・同面積のものであり、必要がないとの認識でありました。今後はご指摘のとおり申請者から位置図等を提出していただき、場所・面積等を確認の上受付けるようにいたします。
	4. 減免申請書の提出若しくは申請書に減免を受けたい旨の記載が無いにも関わらず、減免しているものが多数あつた。	ご指摘の件については、前例を踏襲し前回減免等を適用したものは省略しておりました。今後は、減免の意思を確認し減免の適用を実施してまいります。
	5. 財務規則第110条の規定により、使用許可をする場合には条件を付さなければならないとなっているが、使用許可条件が控えには付されていなかった。許可書の控えは、相手方に交付した内容全てを複写して保管しておくべきである。	ご指摘の件について、控えに許可条件の複写を行っておりませんでした。今後は相手方に交付した書類は全て複写して保存するよう改めます。
	6. 庁舎の使用許可において、建物の評価額を0.7で割り戻して時価相当額としている理由を説明されたい。	ご指摘の件について、算定誤りでした。現在、正当な価格への処理を進めております。今後は、このようなことがないように注意いたします。
	7. 庁舎1階に設置してある庁舎案内付地図案内板の使用料12万円の根拠については、過去の起案文書においても「市長の了承を得ている」とのみ記載されているものの、当該市長決裁文書は保存されておらず、使用料算定の経緯や根拠が不明である。文書管理は適正に行われたい。なお、地方自治法第238条の4第2項第4号に該当するものであることから、期間を設定しての貸付も検討できると考える。	ご指摘の件について、使用料の経緯や根拠についての決裁文書は保存期限満了で廃棄しておりました。今後は、決裁文書の保存年限に注意いたします。 また、期間を設定しての貸付について、検討してまいります。

指摘改善報告(会計課)

指摘事項		改善措置	
	<p>8. 行政財産使用料条例第3条では「使用料は、別表の規定により算定した額とする。」と規定しているが、別表には土地と建物の使用料のみが規定されており、電柱類や地下埋設物等の使用料について定めが無く、他の例規や法令等の規定を準用して使用料を算定している。</p> <p>また、本市の条例では使用料は年額で定めることとなっており、使用期間が1年又は1月に満たない場合の月割・日割計算や使用面積が1㎡未満の場合の端数計算の方法なども定められていないことから、行政財産使用料条例の整備を検討されたい。</p>	<p>ご指摘の件について、県内各市の行政財産使用料条例等を参考にして、電柱類や地下埋設物等の使用料、使用期間が1年又は1月に満たない場合の月割・日割計算や使用面積が1㎡未満の場合の端数計算の方法などの内容を加え、行政財産使用料条例の改正を速やかに行います。</p>	
(6) 普通財産の貸付	<p>1. 松浦市普通財産貸付料算定要綱第4条第1項に規定する「電気通信事業法施行令第5条第1項」の準用規定は、「電気通信事業法施行令第8条第1項」の誤りであるので、同要綱を改正したい。</p>	<p>ご指摘の件について、松浦市普通財産貸付料算定要綱第4条第1項の規定を速やかに改正いたします。今後は、このようなことが無いよう注意いたします。</p>	
	<p>2. 貸付の契約締結起案に貸付根拠規定の記載の無いもの及び貸付料算定の根拠規定の記載が無いものがあった。</p>	<p>ご指摘の件について、貸付の根拠及び貸付料の根拠を記載しました。今後は、貸付の根拠及び貸付料算定の根拠規定を記載するようにいたします。</p>	
	<p>3. 契約書に収入印紙の貼付がないものがあった。</p>	<p>ご指摘の件については、収入印紙の貼付の必要ないものと捉えておりました。平戸税務署に問い合わせを行いまして、収入印紙の貼付が必要であることを確認し、貼付処理を随時行っております。今後は、このようなことが無いよう注意いたします。</p>	
	<p>4. 減免申請や減免の意思表示が無い者を減免していた。</p>	<p>ご指摘の件については、前例を踏襲し前回減免等を適用したものについては省略しておりました。今後は、減免の意思を確認し減免の適用を実施いたします。</p>	
	<p>5. 貸付料の算定誤りや算定根拠が不明確な事案が多く見られた。</p>	<p>ご指摘の件について、貸付の根拠及び貸付料の根拠を確認し、誤りについては随時修正を行っております。今後は、適正な事務処理を行います。</p>	
(7) 公有財産の管理	<p>1. 行政財産のまま有償譲渡している案件があった。(鍋申漁港分譲地)</p>	<p>当該行政財産は水産課の所管であり、福島支所地域振興課が窓口となって対応しているものであります。今後、公有財産の処分等に関しては、関係課とも情報共有し、法令違反とならないよう指導してまいります。</p>	
	<p>2. 行政財産のまま譲渡や財産の移動に係る報告漏れ等はこれまでも散見されたため、行政財産と普通財産の取り扱いについて、庁内への周知を徹底されたい。</p>	<p>ご指摘の件について、令和元年10月に一度文書で各部署へ周知しました。今年度中に再度文書で通知いたします。今後は適正な事務処理に努めます。</p>	
(8) 所管施設の管理状況	① 原区集会センター	<p>1. 白蟻駆除の実施により、白蟻被害の拡大は免れたとはいえ、白蟻被害による施設の老朽化が相当に進んでいることから、今後も計画的に修繕工事を実施されたい。</p>	<p>ご指摘の件について、今年度白蟻対策行いました。施設の修繕工事について、令和2年度に予算を計上しております。今後とも計画的な修繕工事を行ってまいります。</p>
		<p>2. 令和元年6月に施行された白蟻駆除については、修繕による事務処理が行われているが、修繕の伴わない単なる駆除であれば手数料ではないのか。白蟻駆除における今後の支出区分について明確にされたい。</p>	<p>ご指摘の件について、地方財務実務提要を確認しましたところ、「地方公共団体が薬品を購入して、それを業者に使用させる場合には役務費、業者に薬品の購入から消毒までを委託した場合は委託料が適当」との記載がありました。今後は支出費目について、注意して適正な事務処理を行います。</p>

指摘改善報告(会計課)

指摘事項		改善措置	
② (北久保玄道寺 旧長邸)	1. 屋根から漏水等による施設の老朽化が進んでおり、現状のままでは危険家屋にもなりかねないため、関係課協議により施設の活用方法を早期に決定し、方針に沿った施設の維持管理を行われたい。	ご指摘の件について、関係課協議を行い、施設の活用方法について方針に沿った施設の維持管理を行います。	
(9) 物品・役務に係る契約状況	1. 契約関係文書の保存年限について、起案文書記載の保存期間と個別フォルダ記載の保存期間に相違が見られた。文書管理規程等を確認のうえ、整理されたい。	ご指摘の件について、起案用紙に記載している保存年限が誤っていたため、訂正いたしました。文書管理規程等に基づき適正な事務処理に努めます。	
	2. 入札辞退届の無いものがあった。入札通知には「入札参加を辞退する場合は前日までに同封の辞退届にて連絡する。」旨記載されており、また、入札についてはその顛末を明らかにしておく必要があることから、入札の辞退があった場合は口頭連絡によらず辞退届の提出を求められたい。	ご指摘の件について、事前に連絡があった場合は、辞退届の提出を求めています。当日欠席の場合は辞退と取り扱う旨、入札通知書に記載しております。今後、見積結果表に欠席(辞退)と記載するなど、明確に判別できるように表記を改めます。	
	3. 辞退届に受付印が押印されていなかった。	ご指摘の件については、受付印を押印するよう改めます。	
	4. 契約保証金を免除した案件において、免除の理由、根拠等が起案文書に記載されていない不明なものがあった。財務規則91条に基づき、入札通知には契約保証金の免除要件を記載しているが、免除とした理由、根拠等について説明されたい。	免除の根拠については、財務規則第91条第1項第3号の規定に基づくものですが、それが確認できる契約書の写し等の書類を保存していませんでした。今後は関係書類は適正に保存するとともに、起案文書には免除の根拠を記載するよう改めます。	
(10) 公用車及び運行日誌	① 公用車	1. 集中管理分公用自動車については、相当地に古いもの、過走行のもの及び購入年の偏りが見られるため、計画的な入れ替えに努められたい。	ご指摘の件について、今年度「松浦市公用車の更新等に関する基準(内規)」を作成しており、その基準に基づいた令和2年度当初予算要求を行っております。今後とも、公用車の計画的な入れ替えに努めます。
		2. 公用車の使用許可については、現状の使用許可方法や関係様式の一部が松浦市庁用自動車管理規程と異なっているため、同規定の見直しを行われたい。	ご指摘の件について、現状に合わせて速やかに松浦市庁用自動車管理規定の見直しを行います。
	② 運行日誌	1. 乗車前後車両点検のチェックが無いものが多数あった。	ご指摘の件について、乗車前後車両点検のチェックを行うように各所属への周知を行います。
		2. 運行時間、運行目的、走行距離等の記載がないものが多数あった。車両点検と日誌への記載を必ず行うように指導していただきたい。	ご指摘の件について、運行時間、運行目的、走行距離の記載を確実にを行うように、各所属への周知を行います。

指摘改善報告(会計課)

指摘事項		改善措置	
(11.) 証憑書類	① 旅費関係	1. 旅費の算定が誤っているものがあつた。	ご指摘の件について、算定誤りがあつたものは担当課に戻入手続き処理を行っていただきました。今後は、このような事が無いよう、審査の段階で注意を払うとともに、各所属への周知を行い、適正な事務処理に努めます。
		2. 出張命令書の記載誤りや記載漏れが多く見られた。	ご指摘の件について、記載誤りや記載漏れは各課で修正を行っていただきました。今後は、このような事が無いよう、審査の段階で注意を払うとともに、各所属への周知を行い、適正な事務処理に努めます。
		3. 市内出張旅費請求書の記載誤りが見られた。	ご指摘の件について、請求書様式の誤りの箇所は速やかに修正を行いました。今後は、このような事が無いよう審査の段階で注意を払うとともに、各所属への周知を行い、適正な事務処理に努めます。
		4. 嘱託職員への市内出張旅費の支出において、請求書様式の誤りがあつた。	ご指摘の件について、請求書様式の誤りの箇所は速やかに修正を行いました。今後は同様の指摘を受けないよう様式の使用について注意いたします。
	② 需用費関係	1. 修繕後の請求書の受領遅れがあつた。	ご指摘の件について、業務完了後の支出処理に関し、速やかにかつ漏れなく行うように、各所属への周知を行います。
		2. 物品購入伺兼請求書の記載誤りがあつた。	ご指摘の件について、記載誤りは各課で修正を行っていただきました。今後は、このような事が無いよう、審査の段階で注意を払うとともに、各所属への周知を行い、適正な事務処理に努めます。
		3. 請求書に請求日の記入が無いものがあつた。	ご指摘の件について、修正を行いました。今後は同様の指摘を受けないよう、審査の段階で注意を払うとともに各所属への周知を行い、適正な事務処理に努めます。
(12.) コンビニ収納	1. 地方税の私人への収納事務委託については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、松浦市コンビニエンス収納事務委託契約を締結して実施されており、同条第3項には、「会計管理者は、委託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されているが、聞取りによれば実施されていない。同条第5項に基づき、検査結果の報告を求めらるので、検査を実施されたい。	ご指摘の件について、県内市の状況を確認したところ、地方税においてコンビニ収納を実施している市は現在10市ありますが、令158条の2に基づく検査を実施している市は2市のみとなっているようです。 検査の実施は法定事項とは言え、県内市がこのような状況であることから、来年度、検査を実施している市に情報提供や教示等をお願いし、検査の実施に向けた検討を行う予定です。	